

日光市市有財産ポテンシャル調査業務委託に関するプロポーザル募集要項

1 業務の目的

本業務は、公共施設の利活用を推進するために、民間事業者の有効活用が期待できる市有財産を調査・分析し、優先的に活用を図るべき財産を抽出することで、積極的な民間活力の導入を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 日光市市有財産ポテンシャル調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「日光市市有財産ポテンシャル調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行箇所 日光市地内
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで
- (5) 見積上限額 7,250,000円（税抜）
- (6) 支払方法 業務完了後の一括払い

3 応募資格

本プロポーザルに参加するものは次に掲げる要件を満たしている企業とする。

(1) 基本要件

- ① 過去10年以内に公共施設等総合管理計画の策定支援業務の実績があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ④ 日光市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- ⑤ 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、日光市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 選定スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
募集要項等の配布	令和6年5月15日（水）午前9時から
参加表明書等に関する質疑受付	令和6年5月22日（水）午後5時まで
参加表明書等に関する質疑回答	令和6年5月27日（月）午後5時まで
参加表明書受付期限	令和6年5月29日（水）午後5時まで 【資産経営課必着】
書類審査	令和6年6月4日（火）
書類審査結果通知	令和6年6月10日（月）以降
企画提案書の受付開始	令和6年6月14日（金）
企画提案書に関する質疑受付	令和6年6月20日（木）午後5時まで
企画提案書に関する質疑回答	令和6年6月25日（火）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年7月3日（水）午後5時まで 【資産経営課必着】
審査委員会（プレゼンテーション）	令和6年7月17日（水）
審査結果の通知	令和6年7月19日（金）頃 結果発送予定

※各日程は事務の都合により変更する場合がありますので留意すること。

5 参加の手続き

（1）募集要領等の配布

- ① プロポーザルの公表及び関係資料の配布：令和6年5月15日（水）午前9時～（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- ② 配布場所及び受付場所
担当部署（日光市役所財務部資産経営課公共施設マネジメント係）で配布するほか、日光市ホームページからダウンロードする。
<<https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/2/1006/2/1/1/7697.html>>

（2）プロポーザル参加申請書等の内容及び提出方法

参加希望者は、プロポーザル参加申請書、資料等（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

【提出書類】

- ① プロポーザル参加申請書（様式1）
- ② 会社・団体概要書（様式2）
- ③ 日光市税の滞納がないことの証明 ※発行日から3ヶ月以内のもの、コピー可

日光市への納税がない場合、「所在地の自治体への滞納がないことの証明」（納税証明書）を提出すること。

- ④ 消費税及び地方消費税の納税証明 ※発行日から3ヶ月以内のもの、コピー可
- ⑤ 類似業務実績調書（様式3）
- ⑥ 総括責任者の実績及び能力に関する調書（任意様式）
- ⑦ 配置技術者及び業務従事者に関する調書（任意様式）
- ⑧ 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの、コピー可
- ⑨ 法人定款

※③及び④は、日光市一般（指名）競争入札等参加資格者名簿登載事業者の場合、不要。

(3) 日光市一般（指名）競争入札等参加資格者名簿への登録

プロポーザル参加希望者で日光市一般（指名）競争入札等参加資格者名簿への登録がされていない事業者は、以下の日光市ホームページから必要書類を準備し、プロポーザル参加申請書と合わせて提出すること。なお、書類が不備の場合登録できないため、注意すること。

[＜業者登録（入札参加資格審査申請）／日光市公式ホームページ（nikko.lg.jp）＞](http://nikko.lg.jp)

(4) 提出場所：「15 担当部署及び問い合わせ先」のとおり

(5) 受付期限：令和6年5月29日（水）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(6) 提出方法：下記受付時間において持参又は郵送（書留郵便又は宅急便に限る。）

(7) 受付時間：土日及び祝日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(8) 参加表明書等に関する質疑

参加表明書等に関する質問は、質問事項を簡潔にまとめ、参加申請質問書（様式4）により電子メールで提出すること。なお、電子メールを送付した時はその旨を電話にて連絡すること。また電話やFAXでの質疑応答は行わないので注意すること。なお、説明会は行わない。

ア 提出先：「15 担当部署及び問い合わせ先」のとおり

イ 提出期間：令和6年5月22日（水）午後5時必着

(9) 参加表明書等に関する質疑に対する回答

令和6年5月27日（月）午後5時までに、全参加表明者にメールで回答する。

6 書類審査結果通知

提出された参加表明書等について書類審査をおこなった上、参加表明書提出者全員に参加資格審査結果通知書（様式5）を文書又は電子メールで通知する。

参加資格要件を満たしている者には、プロポーザル参加指名通知書（様式6）により企画提案書等提出の要請を行う。なお、書類審査結果等についての問合せには応じない。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者は、仕様書及び次のとおり企画提案書を作成し、期限内に持参又は郵送（書留郵便又は宅急便に限る。）すること。

(1) 企画提案書の提出

① 提出期限：令和6年7月3日（水）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

② 提出場所：「15 担当部署及び問い合わせ先」のとおり

③ 提出方法：持参又は郵便によるものとし、上記提出期限必着とする。

- ④ 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。使用する文字は12ポイント以上とすること。枚数に制限はない。
- ⑤ 企画提案書の様式や順序は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。
 - ア 企画提案内容（目的、手法、効果、訴求ポイント等）
 - イ 実施計画及び全体のスケジュール
 - ウ 業務遂行人員体制
 - エ 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記）
 - オ その他、提案したい事項
- ⑥ 企画提案書は、1社1提案とする。
- ⑦ 企画提案書の提出部数は、1部及び電子データ（PDF）とする。

(2) 企画提案書に関する質疑

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問事項を簡潔にまとめ、質問書（様式7）により電子メールで提出すること。なお、電子メールを送付した時はその旨を電話にて連絡すること。また電話やFAXでの質疑応答は行わないので注意すること。*説明会は行わない。

ア 提出先：「15 担当部署及び問い合わせ先」のとおり

イ 提出期間：令和6年6月20日（木）午後5時必着

(3) 企画提案書に関する質疑に対する回答

令和6年6月25日（火）午後5時までに全企画提案者にメールで回答する。

8 審査について

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、次のとおりプレゼンテーション及びを実施する。

① 実施日程：令和6年7月17日（水）

※詳細な時間及び場所については別途通知する

② 実施時間：1事業者につき40分以内（説明20分・質疑応答20分程度）

③ 留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出書類を受領した順とする。
- ・プレゼンテーションの説明者は、本業務の責任者が行い、出席者数は2名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明を行うこと。追加の資料及び提案は認めない。
- ・企画提案書及びプレゼンテーションでの提案内容及び質疑応答における回答内容については、原則、すべて契約に用いる業務仕様書に盛り込むこととする。
- ・参加申込者の事業に関する情報を公開することによって、権利・競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため、本審査は非公開とする。

9 受託候補者の選定方法

日光市市有財産ポテンシャル調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等の審査及び評価を行う。企画提案書等の順位は、次の各号により決定するものとする。

- (1) 失格者を除いた者の内、審査表（採点表）に基づき、企画提案書等の内容を審査、採点し、最高得点をつけた審査委員の数が一番多かった者を受託候補者として特定する。
- (2) 最高得点をつけた審査委員が同数の場合は、審査委員の総得点が高かった者を受託候補者として選定する。
- (3) 上記（2）に定める総得点も同数であった場合、見積額が低い者を受託候補者として選定する。
- (4) 提案者が一者のみの場合、次のいずれも満たした場合に選定するものとする。
 - ① 審査員5名のうち、3名以上が50点以上であるもの。
 - ② 審査委員5名の合計点300点以上であるもの。
- (5) 上記（1）～（4）に関わらず、総得点が満点の2分の1未満の場合は候補者として選定しない。

10 審査結果の通知

審査結果は、結果通知書（様式8）により全ての参加者宛て通知する。なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

11 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 募集要項及び仕様書に示した企画提案書等の提出に関する条件に違反した場合
- ④ 価格提案書の金額が2（5）の見積上限額を超える場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 評価に係る審査委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を行った場合
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、日光市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 提出書類は選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (6) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (8) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

13 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と日光市は契約締結の協議を行い、協議が整った後、改めて契約候補者から見積書を徴収し、日光市財務規則等の関係法令等の規定に基づき、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。この場合、次順位の者を候補者とする。
- (3) 本要項に定める関係法令、規則等の条項について、法改正等があった場合は、改正後の条項に規定するものとする。
- (4) 法改正、制度改正等による情勢の変化によっては、当該契約を変更する場合がある。
- (5) 本業務履行の結果、受託者の関に帰すべき理由により日光市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

14 その他

参加表明書の提出後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式9）を届け出るものとする。

15 担当部署及び問い合わせ先

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地
日光市役所財務部資産経営課公共施設マネジメント係
電話：0288-21-5132 FAX：0288-21-5137
E-Mail：shisan-keiei@city.nikko.lg.jp